

明代遼東馬市抽銀考

荷 見 守 義

はじめに

洪武元年（一三六八）、元の国都大都が明の北伐軍によって攻略されると、翌二年には大寧・上都はじめ山西・陝西方面、三年には開平・応昌や甘肅方面などが明軍により相次ぎ攻略・平定された。さらに北帰した順帝が崩じると、中国東北地方はモンゴル勢力に残された重要な拠点の一つとなった。洪武四年、明朝は同地方内部の足並みの乱れに乗じて遼東衛指揮使司を設け、橋頭堡を確保することに成功した。この遼東衛指揮使司はすぐに定遼都衛と改称され、更に洪武八年に全土の在外都衛が都指揮使司に改称されると、遼東都指揮使司（以下では遼東都司と略す）と改称され、遼東地方の軍馬を統括することになったが、その後、明朝がモンゴルの残存勢力との戦闘を制し、現在の遼寧省に相当する遼東地方を掌握した契機は、洪武十八年の納哈出とその軍民三十万の降伏であった。この明朝による遼東地方制圧の詳細な過程について

は、すでに幾つかの研究があるので、ここでは省くとして^①、この遼東地方内外には女直、モンゴル、朝鮮（高麗族など、漢族とは出自を異にする人々が多く散居していた。明朝は遼東都司を通して遼東地方をはじめとする中国東北地方の統治に当たり、このような地域特有の状況に配慮せざるを得なかった。その統治政策の主要なものには、明朝に帰服してきたモンゴル系部族、女直、朝鮮（高麗族などを安置する安楽・自在二州などの設置、遼東地方に隣接する地帯に散開する女直、モンゴル系ウリヤンハイの諸部族に都督などの肩書きを与え、明朝と貿易する特権を付与する朝貢貿易、女直、ウリヤンハイを対象とする馬市・互市場交易などがあつた。当然ながら遼東など明朝直轄エリアへの襲撃に対しては、明軍が応戦したり討伐に乗り出したりすることもたびたびであつた。

このように、遼東地方及び遼東を取り巻く中国東北地方制御のために、明朝は硬軟取り混ぜた政策を試みたが、女直・ウリヤンハイなどと明朝が日常的に接触する場として、馬市・互市場があ

った。この遼東馬市についてはすでに江嶋壽雄氏をはじめとする多くの研究があるが、遼東馬市における取引実態の一端を示すと考えられる檔案類の詳細な分析は、未だ殆ど手付かずの状態であり、これらの分析から、従来の編纂史料の性格解明や、従来見えて来なかった遼東馬市の諸側面を浮き彫りにすることが期待される。私は別稿で『明代遼東檔案滙編』所収の遼東馬市関係檔案の性格について整理・分析した⁴。その結果、まず『明代遼東檔案滙編』編纂時に、編纂者は原檔案を整理し、年代比定を施しているが、これには相当の錯誤があることが判明した。また、遼東馬市関係として収録されている十五本の檔案の大半は、馬市における取引物品に課す商税である抽分銀を逐一記録した部分と、馬市に訪れた「夷人」である海西・建州女直、ウリヤンハイのために支出した撫賞費用をこれまた逐一記録した部分とを主とし、馬市における収支を一冊にまとめた、馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊であることが分かった。なお、この馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊は、旧管・新収・開除・実存という四項目から構成される四柱奏銷冊であり、原則として一年を四季、つまり旧暦の一月〜三月を春季、四月〜六月を夏季、七月〜九月を秋季、十月〜十二月を冬季に分け、一季ごとに四項目の集計を出して、馬市の監督に当たる馬市官から巡按山東監察御史に提出され、御史の監察を経て北京中央政府に上奏されていたものと判断された。また、この場合の馬市官は遼東都指揮使司の配下で馬市と関係の深い、開原馬市ならば遼海衛、三萬衛、安樂州など、撫順馬市ならば定遼衛などの衛所官が派遣されていたものと結論づけた。

一方、成化十四年頃以降、馬市は定期市化し、開原馬市の交易

期日は毎月一日〜五日の一市、広寧は毎月一日〜五日、十六日〜二十日の二市であったと従来されて来たが、檔案から見ると、事実上馬市は年中無休のマーケットと化していたことが分かった。

この結論を受けて、本稿では馬市で取引された物品とそれに課された商税について検討したい。馬市官の管理監督の下で行われた馬市取引においては、女直・ウリヤンハイが持ち込んだ物品と明人がもたらした物品が交易されたが、これら物品の種類と税額の詳細な分析、及び商税の銀納化問題は、従来概括的な記述を見ることができても、檔案史料の詳細な検討を経ておらず、内容に大きな危険性が潜んでいるのである。なお、残存檔案が明代後半期の嘉靖から萬曆に集中しているので、分析の対象とする時期も嘉靖から萬曆となる。

一、遼東馬市徴税とその周辺

遼東馬市取引の分析に先立って、税額、徴税単位はどのように理解されてきたのか、また明代後半期の徴税傾向、取引品種はどのように理解されてきたのか、まず従来の見解をpushしたい。

遼東馬市において課された税額、徴税単位、徴税傾向については、当該地方志に若干の記述が残されている。『遼東志』巻三、兵食志、辺略の条と『全遼志』巻二、賦役志、田賦の条である。遼東地方に関して明代に編纂された地方志としては、右記の『遼東志』と『全遼志』の二志しか現存が確認されていないので、貴重な史料である。楊暘氏の整理によれば、『遼東志』編纂のための資料収集作業は早くも永樂年間に始まり、正統八年に最初の編

纂作業が始まった。しかしこの時は未刊に終わった。その後、弘治元年、『遼東志』第一次刊本が完成し、嘉靖年間に改訂されて、嘉靖十六年に第二次刊本が完成した。この第二次刊本が現在の通行本である。これに対し、『全遼志』は嘉靖四十四年に『遼東志』第二次刊本を修訂して出来たものである^⑧。これらの史料から、江嶋氏は明朝後期における徴税の銀納化と、急速な銀経済の浸透との密接な関係を指摘する。嘉靖から萬曆にかけての女直内部における勢力争いは、明朝における銀経済の拡大からの影響を背景としており、嘉靖末年までに女直と明朝の朝貢・馬市・互市場を通じた取引は銀を共通通貨とするまでになり^⑨、この銀経済の定着は朝貢における回賜や撫賞が馬市・互市場における商取引と密接な関係を持っていたことと深く関係するという指摘がある^⑩。

遼東馬市の取引品種については、李健才氏が『清史簡編』十四頁に引用されている遼東檔案館蔵『広順、鎮北、新安等関易換貨物抽分銀兩清冊』に基づき、「開原北関に来て貿易をする女真人は、一日に多ければ四百八十名に達し、双方が貿易する貨物には、鑄子一千一百三十四件、鉄鍋九十一口、緞十四匹半、牛十五頭、貂皮四百二十張、人參一百二十二斤、馬八匹等等。」と述べ^⑪、さらに「馬市は馬の売買が主であるが、馬市で交易される土産の貨物もあり、特に明朝後期に到ると、土産の貨物の交易は更に多くなっていく。それゆえ、明代後期の馬市に到っては、既に官側の売馬市場から、少しずつ漢、ウイヤンハイ、女真各族が互いに有無を通じて民間交易を進める重要な場所へと変わっていった。ウイヤンハイ人の売ったものは馬牛羊皮張等畜産品、女真が売ったものは貂皮、人參、蜂蜜、木耳、蘑菇、松子等の狩獵と採集品で

あり、すべて馬市に持って行って交換し、漢族が供応したものは布匹、絲綢、陶瓷器、米、塩、鉄鍋、鉄鑄等の生活用品と生産工具である^⑫。」「馬市貿易を通して、ウイヤンハイ三衛と女真各部は、その土産品を大量に遼東の漢族地域に輸入せしめ、遼東漢族人民は大量の生産工具と生活用品をウイヤンハイと女真各部に輸入せしめ、このことで各族人民の生産の発展と生活の向上に重要な影響を与えた。」と指摘している。つまり、明代後半期の遼東馬市は、明人とウイヤンハイ・女直が民間交易をする場であったということである。

二、地方志における遼東馬市徴税記録とその問題点

前節で挙げた。『遼東志』と『全遼志』の間で、遼東馬市における徴税記録に相違が見られ、その相違は嘉靖十六年から同四十五年までの約三十年間の間の変化を示している、というのが通説である。そしてその具体的な変化と云えば、銀納と物納が入り混じった『遼東志』段階から全銀納の『全遼志』段階への移行という事である。ここでは二志の間の変化を詳細に検討してみることとする。

まず『遼東志』卷三、兵食志、辺略、抽分貨物の条には、

騙馬	一匹	銀六錢
兒馬	一匹	銀五錢
騾馬	一匹	銀四錢
牛	一隻	銀二錢
緞	一疋	銀一分

鍋	一口	銀一分
羊	一隻	銀一分
貂皮	一張	銀二分
豹皮	一張	銀一錢
熊虎皮	每張	銀三分
鹿皮	一張	銀一分
狐狸睡貉皮每張	每張	銀一分
麀皮	一張	銀五厘
黃蠟	十塊	抽一
人參	十圍	抽一
榛松	二十斤	抽一斤

は、とある。一方、『全遼志』巻二、賦役志、田賦、馬市抽分の条に

貂皮	一張	銀二分
豹皮	一張	銀一錢
熊虎皮	一張	銀三分
鹿皮	一張	銀二分
麀皮	一張	銀五厘
狐狸皮	一張	銀一分
參	一斤	銀五分
松子	一斗	銀三分
蜜	十斤	銀一分
蠟	一斤	銀一分
木耳	十斤	銀一分
木菇	十五斤	銀一分
馬尾	一斤	銀一分
驢	一頭	銀一錢
緞	一疋	銀一錢
襖子	一件	銀五分
鍋	一口	銀三分
鏝子	一件	銀五厘
絹	一疋	銀一分
水獺皮	一張	銀二分

とある。この二つの記載を比較すると、『遼東志』、『全遼志』共通の項目、『遼東志』より『全遼志』の抽分額が騰がった項目、『遼東志』の物納から『全遼志』の銀納に変わった項目、『遼東志』にあつて『全遼志』にない項目、『遼東志』なくて『全遼志』にある項目、『遼東志』より『全遼志』のほうが細分化された項目

に分類することができる。

『遼東志』、『全遼志』共通の項目としては、

驢馬	一匹	銀六錢
兒馬	一匹	銀五錢
騾馬	一匹	銀四錢
貂皮	一張	銀二分
豹皮	一張	銀一錢
熊虎皮	一張	銀三分
狐狸睡貉皮每張	銀一分↓	狐貉皮 一張 銀一分(『全遼志』)
麀皮	一張	銀五厘
があり、『遼東志』より『全遼志』の抽分額が騰がった項目としては、		
緞	一疋	銀一分↓銀一錢
鍋	一口	銀一分↓銀三分
羊	一隻	銀一分↓綿羊 一隻 銀二分
鹿皮	一張	銀一分↓銀二分
があり、『遼東志』の物納から『全遼志』の銀納に変わった項目としては		
黃蠟	十塊抽一↓蠟	一斤 銀一分
人參	十圍抽一↓參	一斤 銀五分
があり、『遼東志』にあつて『全遼志』にない項目としては、		
榛松	二十斤抽一斤	
があり、『遼東志』になくて『全遼志』にある項目としては、		
小馬	一匹	銀二錢
騾	一頭	銀三錢

山羊	一隻	銀一分
松子	一斗	銀三分
蜜	十斤	銀一分
木耳	十斤	銀一分
木菇	十五斤	銀一分
馬尾	一斤	銀一分
驢	一頭	銀一錢
襖子	一件	銀五分
鍔子	一件	銀五厘
絹	一疋	銀一分
水獺皮	一張	銀二分
があり、『遼東志』より『全遼志』のほうが細分化された項目としては、		
牛	一隻	銀二錢↓大牛 一隻 銀二錢
		中牛 一隻 銀一錢五分
		小牛 一隻 銀一錢
		牛犢 一隻 銀五分

がある。ただ、『遼東志』にあつて『全遼志』にない項目の「榛松」とは榛子・松子の略と考えられるから、榛子と松子に項目が細分化して榛子が見えないだけの事情と思われる。

以上の分類から、李健才氏により、あるものは銀納、あるものは物納とされて来た『遼東志』段階から全銀納の『全遼志』段階への移行と指摘されてきた点に疑問の余地はないものの、抽分額の変化という面に注目すると、変化しない項目と増額された項目が同じくらいの比率を占めることが分かる。これから看得される

ことは、二志に示された抽分額の一覧そのものが極めて暫定的な性格のもので、地方志編纂時点において参観した檔案に依拠したものである。また大幅な項目の増加と、特に牛に見られるような一品種における細分化は、官側における実態把握が進んだこともさることながら、明らかに馬市における取引品目の拡大を反映したと考えられ、その延長線上には馬市における取引傾向の変化が推測される。これらの点について、『明代遼東檔案滙編』所収の馬市関係檔案から検討してみたい。

三、遼東馬市取引品目

『明代遼東檔案滙編』所収の馬市関係檔案から、抽分額、つまり徴税額を抽出する前に、同檔案掲載の物品の種類について見ておきたい。まず、『明代遼東檔案滙編』所収の馬市関係檔案十五本のうち、

- 3 □□□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 6 遼海衛指揮僉事高良弼呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 7 □□□指揮同知戴良棟呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 8 馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 9 定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 10 馬市抽分税銀清冊
- 11 馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 15 撫賞夷人用銀物清冊

の八本に抽分記録があることはすでに別稿で明らかにしたところであるが、抽分に関わる馬市取引の記述形式には若干のばらつき

が見受けられる。その形式とは、例えば10の馬市抽分税銀清冊には、

……十一年秋季分、七月起至九月終止、通共抽銀……。
七月分、共抽銀七兩三錢四分。
十三日一起、広順関進入買売夷人南台等五百名、到市与買売人裴信……皮等物、共抽銀七兩三錢四分。
一、入市貨物抽銀三兩四錢八分。
襖子二件、抽銀三錢、緞一匹、抽銀一錢、牛八隻、抽銀二口、鍋一口、抽銀三分、鏝子七十件、抽銀三錢五分、羊九隻、抽銀一口、木耳四百六十斤、抽銀四錢六分、羊皮襖三件、抽銀三分、羊皮十五張、抽銀三分。
一、易換貨物抽銀三兩八錢六分。
貂皮二十張、抽銀五錢、鹿皮四張、抽銀八分……狐皮二十七張、抽銀二錢七分、馬四匹、抽銀二口、麀皮十八張、抽銀九分、木杓六十把、抽銀六分。

とあり、この檔案は遼東の開原馬市の記録であるが、まず開原のどの関からどのような者が何人入関したか、その取引相手は誰で合計抽銀額は幾らかを記し、次に「一、入市貨物抽銀三兩四錢八分。」として、売買の物品から徴収された抽銀額を記し、その内訳を記す。その次に「二、易換貨物抽銀三兩八錢六分。」として、やはり売買の物品から徴収された抽銀額を記し、その内訳を記すのであるが、例えば11の馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊を見ると、

初八日一起、新安関進入夷人把打奈等五十五名、到市与買売人楊景時等易圖抽銀八分。

一、入市布。
一、易換羊四隻、抽銀八分。
とある部分と、

……四両四錢三分五厘。

一、入市貨物抽銀一両八錢九分。

襖子七件、抽銀一両五分、鍋四口、抽銀一錢二分、鑊子九十
四件、抽銀四……、牛一隻、抽銀二錢五分。

一、易換貨物抽銀二両五錢四分五厘。

馬二匹、抽銀一両四錢、貂皮三十九張、抽銀九錢七分五厘、
參十一斤、抽銀一錢、……蠟二斤、抽銀二分、狐皮二張、抽
銀二分、羊皮五張、抽銀一分、蘑菇十五斤、抽……。

とある部分があるように、同一檔案の中でも記述形式に若干のば
らつきが見られる。また9の定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞
夷人用銀物清冊では、

(四月)二十三日、夷人張海等一百三十名、到市与買売人呉
七等交易、行使猪、牛等物、換過麻布、糧食、馬匹等貨。一
号起、四十五号止、共抽税銀一十四両九錢一分五厘。

とあり、10や11の檔案のようには貨物をはつきり入市と易換に分
けていない。しかし、「行使猪牛等物、換過麻布、糧食、馬匹等
貨」とあるところから、入市貨物が猪牛で易換貨物が麻布、糧食、
馬匹等に相当することが分かる。なお、夷人と売買人との間の取
引は一号から四十五号までとあるように、号数で整理されていた
ことも分かる。また、3の□□□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫
賞夷人用銀物清冊においては、

初八日起、買売夷人磨磨等四十四名、從広順関進入、到市

与買売人李見等易換牛隻等物、共抽銀一両八錢二分一厘。

大牛一隻、抽銀四錢、小牛三隻、抽銀三錢、牛犢一隻、抽銀
五分、山羊八隻、抽銀八分、鍋一口、抽銀三分、貂皮二張、
抽銀四分、豹皮一張、抽銀一錢、麀皮十一張、抽銀五分五厘、
□□□張半、抽銀七分、參二百七十八圍、抽銀二錢七分八厘、
□□□□九斤、抽銀三分九厘、蜜八十九斤、抽銀八分九厘、
靴一十三双、抽銀一分三厘、木枯一百四十斤、抽銀九分三厘、
一睡皮一十一張、抽銀一錢一分、榛子四斗、抽銀四厘、緞襖一
件、抽銀五分、羊馬皮五張、抽銀一分、鑊子二件、抽銀一
分。

とあり、取引の細目はあっても、「易換牛隻等物」とあるだけで
入市と易換の区別は明確でない。この3の檔案以外では15も抽銀
記事が短くてこのような形式は明らかでないけれども、これら3、
15を除く6、11の檔案における入市と易換の区別は明確であるの
で、以下では檔案3、6、11、15の取引品目を抽出・分類してい
くがことにする。なお、3、15以外は入市(貨物)、易換(貨物)
に分けて示すこととしたい。

3、□□□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は嘉靖二九年八月十月前後の、海西女直・ウリヤン
ハイを対象とする開原馬市の記録である。まず、明確に易換に準
がっている品目は、牛隻、睡皮、馬匹である。そのほかの品目を
見ると、

畜産：騾馬、兒馬、小馬、馬駒、奶馬駒、大牛、中牛、小牛、牛
犢、小豬、驢、山羊、綿羊、鷄

皮革など：牛皮、豬糞皮、貂皮、彪皮、鹿皮、麀皮、熊皮、糞皮、

狐睡皮、睡皮、羊皮、羊馬皮、水獺皮、馬尾

布絹：絹、緞、蔴

衣服：緞襖、襖子

皮革加工品：羊皮襖

毛織物：氈

手工品：弓、撒袋、靴、甌

農産・採集物：參、蜂蜜、蜜、參蠟、珠子、榛子、松子、木耳、

木枯

金屬加工品：鏢子、鍋

となる。

6、遼海衛指揮僉事高良弼呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は萬曆四年七月く九月の、ウリヤンハイを対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

布絹：布

易換

畜産：馬、牛、驢

皮革加工品：羊皮襖

7、□□□指揮同知戴良棟呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は萬曆五年正月く同六年六月及びそれ以降の、ウリヤンハイを対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

布絹：布

易換

布絹：馬、牛、驢、騾、羊

皮革：羊皮、睡皮、貂皮

皮革加工品：羊皮襖

毛織物：氈

8、馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は萬曆六年四月く八月の、ウリヤンハイを対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

布絹：布

易換

畜産：馬、牛

9、定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は萬曆六年四月十七日く七月八日の、建州女直を対象とする撫順馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

畜産：猪、牛

易換

畜産：馬匹

皮革：麂皮

布絹：麻布

農産・採集物：人參、木耳、糧食

10、馬市抽分税銀清冊

この檔案は萬曆十一年七月く八月の、海西女直を対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

畜産：牛、驢、猪、羊

皮革：羊皮

皮革加工品：羊襖子

布絹：絹、緞

衣服：襖子

金属加工品：鍔子、鍋

農産・採集物：木耳

易換

畜産：馬

皮革：貂皮、鹿皮、狐皮、麂皮

手工品：木杵

11、馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は萬曆十二年正月〜三月、七月〜九月、及びそれ以降の、ウリヤンハイ、海西女直を対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。

入市

畜産：牛、猪、驢、羊

布絹：絹、緞、布

皮革加工品：羊皮襖、水靴

衣服：襖子

金属加工品：鍔子、鍋

易換

畜産：馬、牛、羊

皮革：馬尾、牛皮、貂皮、鹿皮、狐皮、睡皮、麂皮、狼皮、羊皮、

豹皮、水獺皮

農産・採集物：木耳、参、蘑菇、蜜、蠟、榛子、松子、珠子

手工品：木杵、箭挿

毛織物：氈

15、撫賞夷人用銀物清冊

この檔案は嘉靖三十年以前であるが、萬曆年間であろうと思われる、ウリヤンハイ、海西女直を対象とする開原馬市の記録である。品目は以下の通りである。なお、入市、易換の区別は不明である。

畜産：小猪、綿羊

皮革：鹿皮、睡皮、麂皮、羊皮、水獺皮

皮革加工品：羊皮襖

金属加工品：鍔子、鍋

農産・採集物：蜜、参蠟、木耳、木枯、松子

手工品：撒袋、罌

以上の品目をまとめてみると、

畜産：馬匹、騾馬、兒馬、小馬、馬駒、奶馬駒、牛、大牛、中牛、

小牛、牛犢、猪、小猪、驢、騾、羊、山羊、綿羊、鶏

皮革など：牛皮、猪獾皮、貂皮、彪皮、鹿皮、麂皮、熊皮、獾皮、

狐睡皮、睡皮、羊皮、狐皮、羊馬皮、狼皮、豹皮、水

獺皮、馬尾

皮革加工品：羊皮襖、水靴

毛織物：氈

布絹：絹、緞、布、蔴、麻布

衣服：緞襖、襖子

手工品：弓、箭挿、撒袋、木杵、靴、甌、罌

農産・採集物：参、人參、蜂蜜、蜜、参蠟、蠟、珠子、榛子、松

子、木耳、木枯、蘑菇、糧食

金属加工品：鋸子、鍋

となり、入市貨物、易換貨物ということになると、

入市貨物

畜産：牛、猪、驢、羊

皮革：羊皮

皮革加工品：羊襖子、水靴

布絹：絹、緞、布

衣服：襖子

金属加工品：鋸子、鍋

農産：採集物：木耳

易換貨物

畜産：馬匹、牛、驢、騾、羊

皮革：羊皮、睡皮、貂皮、麀皮、鹿皮、狐皮、馬尾、牛皮、狼皮、

豹皮、水獺皮

皮革加工品：羊皮襖

毛織物：氈

布絹：麻布

手工品：木杵、箭挿

農産：採集物：木耳、參、人參、蘑菇、蜜、蠟、榛子、松子、珠

子、糧食

となり、入市と易換に共通する品目は、

畜産：牛、驢、羊

皮革：羊皮

皮革加工品：羊襖子

農産：採集物：木耳

であり、入市貨物にのみ現れるものは、

畜産：猪

皮革加工品：水靴

布絹：絹、緞、布

衣服：襖子

金属加工品：鋸子、鍋

であり、易換貨物にのみ現れるものは、

畜産：馬匹、騾

皮革：睡皮、貂皮、麀皮、鹿皮、狐皮、馬尾、牛皮、狼皮、豹皮、

水獺皮

毛織物：氈

布絹：麻布

手工品：木杵、箭挿

農産：採集物：參、人參、蘑菇、蜜、蠟、榛子、松子、珠子、糧

食

となる。そのほか不明な品目は、

畜産：騾馬、兒馬、小馬、馬駒、奶馬駒、大牛、中牛、小牛、牛

犢、小猪、山羊、綿羊、鷄

皮革など：猪獾皮、彪皮、熊皮、獾皮、狐睡皮、羊馬皮

布絹：麻

衣服：緞襖

手工品：弓、撒袋、靴、甌、罌

農産：採集物：參、蜂蜜、參蠟、木枯

となる。ただ留意すべきは馬、牛、猪、羊などの表現が用いられ

た時、細かい種類分けが消されている可能性である。

入市にしかない品目を見ると、絹、緞、布などの布絹や襖子、鉢子、鍋などの金属加工品が目を惹くほか、畜産として猪があり、入市貨物は遼東の「明人」がもたらしたものと判断される。一方、易換にしかない品目を見ると、畜産として馬匹や騾、皮革として睡皮、貂皮、麂皮、鹿皮、狐皮、馬尾、牛皮、狼皮、豹皮、水獺皮など多種、農産・採集物として人参（参）、蘑菇、蜜、蠟、榛子、松子、珠子、糧食など多種であることが目を惹く。易換貨物は「夷人」によつて馬市に持ち込まれ、「明人」との取引に供された物品と判断される。さらに入市と易換に共通する品目を見ると、牛と羊及び羊皮や羊襖子などの羊を原材料とするものが留意される。遼東馬市における取引においては、「明人」と「夷人」の遼東内外交易というばかりではなく、遼東という地域内における共通マーケットとしての役目を負っていたことが看得されるのである。

ここで地方志にある品目との有無を比較すると、地方志に見えて檔案に見えないものは騙馬、狸皮、貉皮、虎皮、黄鼬だけで、『遼東志』になくて『全遼志』にある品目は全てである。また、檔案にあり地方志に見えない品目は、

畜産：馬駒、奶馬駒、猪、小猪、騾、綿羊、鶏
皮革など：牛皮、猪獾皮、彪皮、獾皮、狐睡皮、羊皮、羊馬皮、
狼皮

皮革加工品：羊皮襖、水靴

毛織物：氈

布絹：布、麻、麻布

衣服：緞襖

手工品：弓、箭挿、撒袋、木杓、靴、甌、罈

農産・採集物：蜂蜜、蜜、珠子、木枯、糧食

があり、入市と易換の双方に跨つて地方志に見えない品目が多く、地方志掲載の品目はマーケットの取引を完全には反映していなかったことが分かる。

四、遼東馬市檔案の徵稅額

次に地方志記載の徵稅額と各檔案に見える抽銀の稅高を比較検討してみたい。

3、□□□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

騾馬	一匹	銀四錢
兒馬	一匹	銀五錢
小馬	一匹	銀二錢
馬駒	一匹	銀一錢
奶馬駒	一匹	銀一分
大牛	一隻	銀二錢
中牛	一隻	銀一錢五厘
小牛	一隻	銀一錢
牛犢	一隻	銀五分
小豬	一隻	銀五厘
驢	一頭	銀五分
山羊	一隻	銀一分
綿羊	一隻	銀二分

牛皮 一張 銀五厘
 豬糞皮 一張 銀一厘
 貂皮 一張 銀二分
 彪皮 一張 銀一錢
 鹿皮 一張 銀二分
 鷹皮 一張 銀五厘
 熊皮 一張 銀二分
 獾皮 一張 銀一厘
 狐狸皮 一張 銀一分
 睡皮 一張 銀一分
 羊皮 一張 銀五厘
 羊馬皮 一張 銀二厘
 水獺皮 一張 銀二分
 馬尾 一兩 銀三毫一絲五忽… 一斤 銀約五分、六厘…？
 絹 一匹 銀一分
 緞 一匹 銀一錢
 緞襖 一件 銀五分
 襖子 一件 銀五分
 蒜 一斤 銀五毫
 弓 一張 銀一分
 羊皮襖 一件 銀一分
 氈 一塊 銀五厘
 靴 一双 銀一厘
 參 一園 銀一厘
 蜂蜜、蜜 一斤 銀一厘

參蠟 一塊 銀一厘
 珠子 一顆 銀二錢三分七厘…、一錢一分五厘、六分四厘、七分七厘…、六厘？、三分一厘…
 榛子 一斗 銀一厘
 松子 一石 銀三分、一斗 銀三厘
 木耳 一斤 銀一厘
 木枯 一斤 銀六毫六絲四忽…
 撒袋 一付 銀五厘
 鏰子 一件 銀五厘
 鍋 一口 銀三分
 甌 一口 銀一厘
 鷄 一隻 銀一厘
 6、遼海衛指揮僉事高良弼呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
 入市
 布 易換
 馬 一匹 銀七錢
 牛 一隻 銀二錢五分
 驢 一頭 銀一錢
 羊皮襖 一件 銀一分
 7、□□□指揮同知戴良棟呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
 入市
 布 易換
 馬 一匹 銀七錢

牛	一	隻	銀二錢五分
驢	一	頭	銀一錢
騾	一	頭	銀三錢
羊	一	隻	銀二分
羊皮	一	張	銀二厘
睡皮	一	張	銀一分
貂皮	一	張	銀二分
羊皮襖	一	件	銀一分
氈	一	塊	銀五厘

8、馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

入市	
布	
易換	
馬	一匹 銀七錢
牛	一隻 銀二錢五分

9、定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

入市	
豬	
牛	
易換	
馬匹	
麕皮	
麻布	
人參	
木耳	

糧食

10、馬市抽分稅銀清冊

入市	
牛	一隻 銀二錢五分、二錢四分九厘四毫…
驢	一頭 銀一錢
豬	一隻 銀五厘？
羊	一隻 銀二分
羊皮	一張 銀二厘
羊襖子	一件 銀一分
絹	？
緞	一疋 銀一錢
襖子	一件 銀一錢五分
鏢子	一件 銀五厘
鍋	一口 銀三分
木耳	一斤 銀五厘

易換

馬	一匹 銀五錢？
貂皮	一張 銀二分五厘
鹿皮	一張 銀二分
狐皮	一張 銀一分
麕皮	一張 銀五厘
木杓	一把 銀一厘

11、馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

入市	
布	

牛皮	一隻	銀二錢四分六厘六毫…二錢五分	羊皮	一張	銀一厘九毫…二厘
豬	一隻	銀五厘	豹皮	一張	銀一錢
驢	一隻	銀一錢	水獺皮	一張	銀二分
羊	一隻	銀二分	木耳	一斤	銀一厘一毫
羊皮襖	一件	銀一分	參	一斤	銀一分、九厘七
襖子	一件	銀一錢五分	蘑菇	一包	銀六毫…
鏰子	一件	銀四厘八毫…五厘	蜜	一斤	銀一厘
鍋	一口	銀三分	蠟	一斤	銀一分
水靴	一双	銀二分	榛子	一斗	銀二厘
牛	一隻	銀二錢五分	松子	一斗	銀三厘
羊	一隻	銀二分	珠子	一顆	銀一錢三分、二錢
絹	一匹	銀一分	木杓	一把	銀一厘
緞	一疋	銀一錢	箭插	一副	銀二分
易換			氈	一塊	銀五厘
馬	一匹	銀三錢、七錢、八錢五分	15、撫賞夷人用銀物清冊		
牛	一隻	銀三錢	入市、易換は不明。		
羊	一隻	銀二分	小豬	一隻	銀五厘
馬尾	一斤	銀一分	綿羊	?	
牛皮	一張	銀二分	羊皮襖	一件	銀一分
貂皮	一張	銀二分五厘(大半は)銀五厘、二分五厘五毫…	鏰子	一件	銀五厘
鹿皮	一張	銀二分	鍋	一口	銀三分
狐皮	一張	銀一分	蜜	一斤	銀一厘
睡皮	一張	銀一分	參蠟	一塊	銀一厘
鷹皮	一張	銀五厘	木耳	一斤	銀一厘
狼皮	一張	銀二分	木杓	一斤	銀六毫八絲

撒袋	一副	銀五厘
罎	一個	銀一厘
鹿皮	一張	銀二分
睡皮	一張	銀一分
麀皮	一張	銀五厘
羊皮	一張	銀二厘
水獺皮	一張	銀二分
松子	一斗	銀三厘

各檔案の抽分額は以上の通りであり、9の撫順馬市の抽分額が記載形式の壁に阻まれて不明であるほかは、開原馬市における抽分額はおおよそ判明した。入市と易換の間の抽分額の差は、例えば驢の場合、入市は五分であるのに易換は一銭、榛子は入市が一厘で易換が二厘など、易換のほうが高めである場合と、珠子のように入市が三分一厘から二銭三分七厘まで、易換が一銭三分から二銭のように、その逆があるが、殆どの場合は同額であるので、入市と易換の抽分額に差があるというより取引ごとに偏差があったと見たほうが良からう。また同一品物であっても、馬匹は三銭から八銭五分、木耳が一斤あたり一厘から五厘などとぶれが大きいものが若干あるほか、微妙に数値がぶれている品目も多い。ただ、檔案3から15まで著しい差は見られない。ここからは抽分額が機械的に適用されたわけではないことが推測される。恐らく品質や相対した時の人間関係などもこのぶれを生む要因だったのであるまいか。

次に檔案と地方志の比較をしてみると、大半の品目で『全遼志』の額と一致し、『遼東志』と一致した品目は騾馬、豹皮、狐皮、

貂皮、麀皮に止まった。『遼東志』より『全遼志』のほうが騰がった品目においても例外なく檔案の抽分額は『全遼志』と一致したものの、小馬、参など額が下がったものも見受けられた。檔案の集計から得られた数値がぶれているので、『全遼志』の数値とも完全に一致しているわけではない。

本節で最後に留意すべき点としては、「入市布」の問題である。例えば前引の檔案11の馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊に、

初八日起、新安関進入夷人把打奈等五十五名、到市与買売人楊景時等易口抽銀八分。

一、入市布。

一、易換羊四隻、抽銀八分。

とあるように、入市の布は抽分の対象とはなっていない。もし売買人が市に貨物を持ち込んだならば当然にしてそれらの貨物は抽分の対象となり、入市貨物抽銀…というような記述形式となる。売買人が空手で馬市にやって来ることは考えられない。当然にしてウリヤンハイや女直が欲する物品を心得ていて様々持ち込んでいると考えても大過あるまい。また来市する「夷人」にとつても、単に自らの物品を売却することに止まるとは考えにくく、来市することで得られる撫賞は既得權益として織り込み済みとしても、さらに必要物品を購入しただろうと思われる。それにしても上記の記載形式が現れた場合、売買人がこの交易に何らかの物品を持ち込んだとは考えられず、単に羊四隻を購入したということではなからうか。この場合の入市布とは売買人が馬市使用税として馬市官に納入した布だったのかもしれないが、なお後考に待ちたい。

おわりに

本稿では遼東馬市における、嘉靖二十九年から萬曆年間までの馬市関係檔案に見られる取引徴税記録を、品目、税高の点で『遼東志』、『全遼志』の記述と比較した。その結果、檔案からの集計結果は、品目、税高の二点とも『全遼志』と一致する部分が多かった。前述では『遼東志』と『全遼志』の間の相違は、嘉靖十六年から同四十五年までの約三十年間の変化を示しており、銀納と物納が入り混じった『遼東志』段階から全銀納の『全遼志』段階への移行を示している、ということであった。3、□□□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊は嘉靖二十九年の、海西女直・ウリヤンハイを対象とする開原馬市の取引記録である。この檔案3とほかの萬曆年間の檔案に登場する品目、税高の傾向は基本的に大差ない。『遼東志』編纂の嘉靖十六年から檔案3、15の嘉靖二十九〜三十年前後まではわずかに十三年である。この短期間に完全銀納が実現するとは考え難く、嘉靖年間が始まる頃までに完了したものと見たほうがいいように思われる。従って『遼東志』の記述はやや以前の遼東馬市の取引状況を示すものであっても、嘉靖十六年頃をピビッドに示すものとは考えられない。寧ろ傾向を示す史料としては『全遼志』のほうがよいということだ。『遼東志』刊行から『全遼志』刊行までの間の変化は、嘉靖十六年から同四十五年までの間の変化を示すのではなく、嘉靖年間までの物納から銀納への緩やかな変化を示していると考えたほうがよいのではなからうか。ただこの『全遼志』の記録にしても、遼東馬市取引の一端を示すに止まっており、徴税額もおおよそその

目安といったところで、実際の取引の場ではケースバイケースが相当あったものと推測される。なお徴税率であるが現段階では不明であるので後考に待ちたい。

註

- (1) 拙稿「明代遼東統治体制試論―山東布政司との関わりをめぐって」(二)『中央大学人文研紀要』三七、二〇〇〇年、和田清「明初の満洲経略 上・下」(同『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫、一九五五年)。
- (2) 川越泰博『三萬衛選簿』の研究―明代女直軍官考序説として―『史苑』三八―一・二、一九七八年、のち同『中国典籍研究』(国書刊行会、一九七八年)所収、楠木賢道「明朝の遼東支配と三萬衛―明初の女直軍官をめぐって―」『史境』九、一九八四年、同「明代三萬衛女直軍官の動向―永樂二〇年の開原事変における二つの行動パターンをめぐって―」『史峯』創刊号、一九八八年、江嶋壽雄『明代清初の女直史研究』(中国書店、一九九九年)参照。
- (3) 江嶋壽雄前掲『明代清初の女直史研究』。ほかに明代遼東における馬市研究に関しては、古典的などころでは稲葉岩吉「明代遼東馬市」『史学雑誌』二四―一、一九一三年、同『増訂 満洲發達史』日本評論社、一九三三年、中山八郎「明代滿州に於ける馬市開催地に就いて」『人文研究』七一八、一九五六年、などがある。また、中国における研究では田静「明代遼東的馬市貿易」『史学月刊』一九六〇―六などの個別論文のほか、東北史研究・遼東史研究の一環として馬市に言及される場合が多い。主なところでは、楊暘、袁閻琨、傅朗雲「明代奴儿干都司及其衛所研究」中州書画社、一九八二年、李健才「明代東北遼寧人民出版社、一九八六年、楊暘『明代遼東都司』中州古籍出版社、一九八八年、楊暘『明代東北史綱』学生書局、一九九三年、佟冬主編『中国東北史』全八巻、東北文史出版社、一九九八年の第三巻「元代東北・明代東北」、第四巻「明代東北・清代東北」などがある。さら

には女直(真)史研究・モンゴル史研究の方面からも言及がある。それには園田一亀『明代建州女直史研究』国立書院、一九四八年、同『明代建州女直史研究続篇』東洋文庫、一九五三年、河内良弘『明代女真史の研究』同朋舎出版、一九九二年、和田清前掲『東亜史研究満洲篇』、同『東亜史研究蒙古篇』東洋文庫、一九五九年、などがある。明代馬政研究との関係では、谷光隆『明代馬政の研究』東洋史研究叢刊二六、一九七二年、を挙げておく。

(4) 拙稿「明代遼東馬市檔案考」、『中央大学』人文研紀要』四四、二〇〇二年。

(5) 遼寧省檔案館・遼寧社会科学院歴史研究所編『明代遼東檔案匯編』上下、遼瀋書社、一九八五年。遼寧省檔案館現存明檔は合計で一〇八〇巻であるとのことであるが、遼寧省檔案館と遼寧社会科学院歴史研究所の研究者により、比較的残存状態がよく、学界に裨益する檔案が選び出され、上下二冊に整理出版された。本稿で検討する馬市関係檔案は本檔案集の遼東都指揮使司檔案の項に属している。

(6) 江嶋壽雄「遼東馬市起源」、『東洋史学』九、一九五四年(同前掲『明代清初の女直史研究』所収)。

(7) 江嶋壽雄「明末遼東の互市場」、『史淵』九〇、一九六三年、同「明末遼東の互市場補遺」、『史淵』一〇〇、一九六八年(同前掲『明代清初の女直史研究』所収)。なお『明代清初の女直史研究』三八八頁の「表示「明末遼東の互市(国際貿易)場」を参照。

(8) 楊場前掲『明代遼東都司』第十二章、明朝遼東文化、同前掲『明代東北史綱』第十四章、明代遼東文化、参照。

(9) 江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」、『史淵』七七、一九五八年、同「明末女直の朝貢に就て」、『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、一九六二年(ともに同前掲『明代清初の女直史研究』所収)。

(10) 江嶋壽雄前掲「明末遼東の互市場」。また李健才氏に次のような記述がある。「馬市貿易において、馬市を管理する官員は、市に入る貨物に対して税を徴収し、当時、抽分と呼んだ。最初、有るものは銀兩

を収め、有るものは現物を徴収した。(中略)後、全て銀兩を徴収することに改めた。「開原二市銀兩、附入循環收貯衛庫、遇有動用、呈請支銷。撫順銀兩、備禦官撫夷公用。広寧銀兩、委官員數收庫、聰明動支。」「全遼志」卷二、賦役、馬市抽分からの引用(著者註)。市に入るウリヤンハイ三衛と女真の各衛の頭目及び部衆に対しては官職の等級に準じて撫賞を行い、酒宴及び緞、布等のものを賞給した。撫賞の費用は馬市の税収の中から支出した。馬市貿易における抽分と撫賞に関しては、『遼東志』卷三、兵食、馬市の条に比較的详细な記載がある(李健才前掲『明代東北』一七九〜一八〇頁)。」しかし馬市で行われた徴税を記録した帳簿と上記記録との比較は未だ不十分のままに残されている。

(11) 李健才前掲『明代東北』一七八頁。

(12) 李健才前掲『明代東北』一七八頁。

(13) 李健才前掲『明代東北』一七九頁。

(14) 拙稿前掲「明代遼東馬市檔案考」における検討では、『明代遼東檔案匯編』下の第七章「馬市(七一五頁〜八四七頁)」に収録されている、遼東馬市関係檔案十五本に、

- 1 □□都司經歷司為海西忽魯愛等衛野人女真朝覲貢馬事給巡按山東監察御史的呈文
- 2 □□関於野人女真到市貢馬匹起送事的咨文
- 3 □□指揮僉事完仁呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 4 抽取馬牛猪等商稅銀兩清冊
- 5 □□衛稅收清冊
- 6 遼海衛指揮僉事高良弼呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 7 □□指揮同知戴良棟呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 8 馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 9 定遼後衛經歷司呈報馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊
- 10 馬市抽分稅銀清冊
- 11 馬市抽分与撫賞夷人用銀物清冊

- 12 安楽州呈報撫夷人用銀物清冊
- 13 遼東副総官管分守海蓋等処地方左参将為收買馬匹事的憲牌
撫賞夷人用銀物清冊
- 14 撫賞夷人用銀物清冊
- 15 撫賞夷人用銀物清冊
と、通し番号を振った。本稿もこれに準拠する。
- (15) 拙稿前掲「明代遼東馬市檔案考」。
- (16) 各檔案の説明は拙稿前掲「明代遼東馬市檔案考」による。なお本文中の檔案原文引用において、「……」は檔案編纂時の判読不能箇所を示す。
- (17) 明代の商税については佐久間重男「明代の商税制度」『社会経済史学』一三―三、一九四三年、新宮(佐藤)学「明代後半期江南諸都市の商税改革と門攤銀」『集刊東洋学』六十、一九八九年、など参照。